

第6次焼津市総合計画
第2期基本計画策定方針



令和2年11月

焼津市行政経営部政策企画課

第6次焼津市総合計画第2期基本計画策定方針

1 策定の背景・趣旨

本市は、平成30年（2018年）に策定した本市の未来を創るための将来ビジョンである「第6次焼津市総合計画」で示した将来都市像「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU」の実現に向け、市民や事業者と共にまちづくりを進めています。

また、「焼津未来創生総合戦略」に基づき、人口減少や少子高齢化という構造的課題へ取り組んでおり、平成30年度から2年連続で、転入者が転出者を上回る「社会増」となる成果が出ています。さらに、デジタル技術や働き方改革、SDGs等新たな視点を取り入れた第2期総合戦略を、令和2年（2020年）に策定し、地方創生に取り組んでいます。

しかし、世界的に流行している新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会の価値観やあるべき姿が大きく変化するいわゆる「パラダイムシフト」の時代の中、リモートワークの浸透による働き方の見直しや感染拡大防止対策の実施を前提とした社会経済活動の継続等が求められ、10年掛かる変革を短期間で進める必要性が生じています。

こうした状況の中、本市においても、将来にわたって持続可能なまちづくりを行い将来都市像を実現するためには、時代の潮流を的確に捉え、重点的・効率的な行政運営が必要となります。

これらを踏まえ、令和3年度をもって終了する第1期基本計画を見直し、令和4年度から令和7年度までの4年間を展望した新たな「第2期基本計画」を策定します。

2 計画の名称

（仮）「第6次焼津市総合計画第2期基本計画（以下「第2期基本計画」）」とします。※第1期名称：「焼津未来共創プラン2018」

3 計画の位置づけ

焼津市自治基本条例第21条に基づきます。

4 第2期基本計画の策定にあたっての基本的な考え方

（1）社会経済情勢に即した計画

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図ることによる日常生活・経済構造の変化や多発する自然災害・猛暑、SDGs や Society5.0 への対応等を踏まえ、政策の柱や施策の見直しを行った上で、基本計画に掲げた各施策における「現状と課題」、「施策の方針」、「基本事業」、「成果指標」、「市民と行政の役割分担」について、設定を行います。

(2) 現基本計画評価・総括を踏まえた計画

現基本計画について、これまで取り組んでいる行政評価の手法を活用し、評価と予算が運用上有効に連動しているかどうかを十分に検証し、より実効性のある計画とします。

(3) 市民等の声を反映させた計画

策定にあたっては、市民等と市が課題や方向性を共有するため、様々な形で市民の意見・意向を把握し、計画に反映させます。また、より魅力あるまちづくりを進めるため、市民等と市が共創（共に創る）できるよう、それぞれの役割を明確化した計画とします。

(4) 総合戦略と連動した計画

令和2年策定の「第2期焼津未来創生総合戦略」における基本目標等と連動した計画とします。

5 第2期基本計画の全体構成と計画期間

第2期基本計画の構成は、現総合計画を継承し、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とします。

(1) 基本構想【改定なし】

基本構想は、焼津市が将来目指そうとする理想の姿（ビジョン）として、「将来都市像」と「まちづくりの基本理念」を設定しており、改定は行いません。

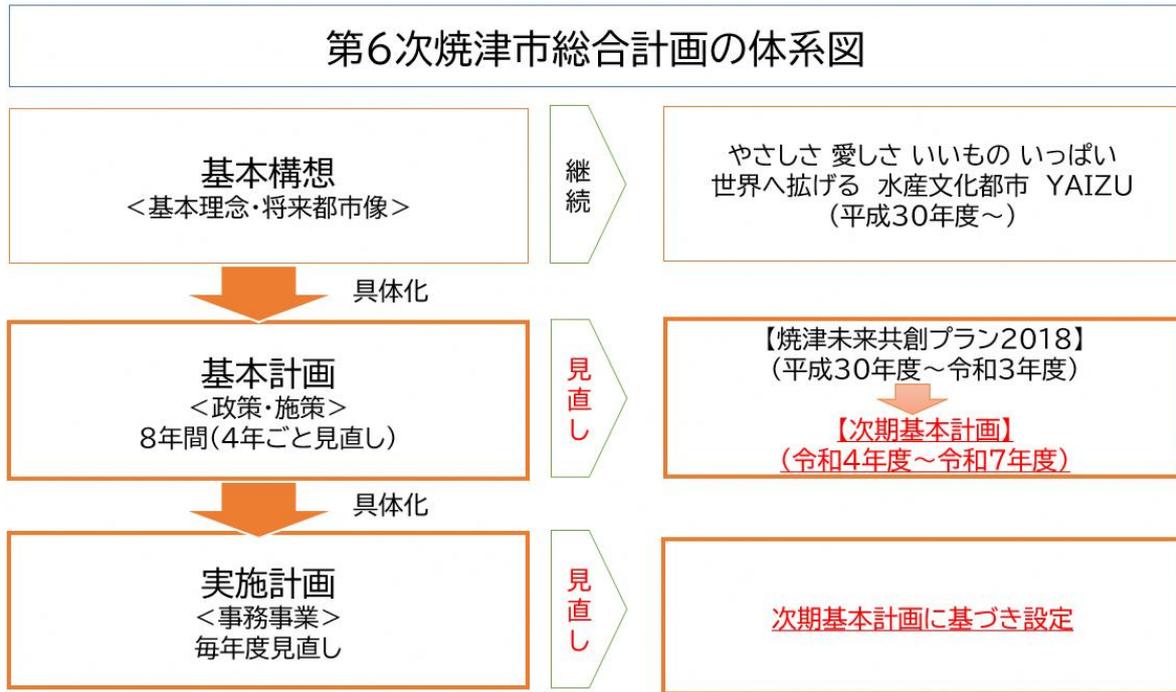
(2) 基本計画【第2期基本計画策定】

基本計画は、基本構想の実現に向けた行政活動の基本となる政策・施策と、市長の市政運営の方針を反映した政策・施策及び戦略プロジェクト等で構成するものであり、時代に即したものに改定します。計画期間は、市長の任期と連動するため、令和4年度から令和7年度の4年間とします。

(3) 実施計画【毎年度見直し】

実施計画は、基本計画で定めた施策を実現するための具体的な手段として策定するものであり、財政事情を考慮して事務事業を毎年度見直します。

■第6次焼津市総合計画の体系図



■計画期間

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	-----▶							
基本計画	基本計画（目標期間8年間）							
	← 第1期（4年間） →				← 第2期（4年間） →			
実施計画	毎年度見直し				毎年度見直し			

6 策定体制（別紙1参照）

（1）市民等の参加

市民等と市が相互協力・連携のもとで、より魅力あるまちづくりを進めるため、策定段階から広く市民等の意見や提案を反映するように努めます。

- ① 市民意識調査（アンケート調査）
- ② 市民ニーズ調査（アンケート調査）
- ③ 各種団体・市民等へのインタビュー調査
- ④ まちづくり意見募集（パブリックコメント）
- ⑤ 総合計画策定市民会議（「以下（市民会議）」）※無作為抽出による募集
- ⑥ 総合計画等審議会への市民委員公募（5人以内）

(2) 庁内策定体制

焼津市行政経営会議設置要綱に基づき、庁内体制とします。

① 行政経営会議

行政経営会議（市長、副市長、教育長、病院事業管理者、市長戦略監、政策主管部長、関係部長）は、第2期基本計画案について審議・協議するとともに、必要に応じて施策課長会議に意見・指示を行い、第2期基本計画を確定します。

② 施策課長会議

施策課長会議（施策主管課長、関係課長）は、現基本計画の検証及び市民会議等の意見を踏まえた基本計画案を策定します。

(3) 審議会

焼津市総合計画等審議会条例に基づき、第2期基本計画の策定に関する市長の諮問に応じ、調査・審議し答申します。

(4) 事務局

第2期基本計画の策定に関する事務は、行政経営部政策企画課で行います。

7 情報公開

第2期基本計画の策定経過は、市広報及びホームページ等を活用し、資料等の情報公開を行います。

8 スケジュール

別表のとおり

■別表：策定スケジュール（概要）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	策定作業								第1期計画の整理・検証 市民ニーズ把握				
	庁内会議								行政経営会議・ 施策課長会議				
	審議会等								委員選定				
	市民参加								市民意識調査 市民ニーズ調査				
	議会								策定方針報告				
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度	策定作業	第2期基本計画・実施計画の検討									冊子作成		
	庁内会議	行政経営会議・ 施策課長会議											
	審議会等	諮問						答申					
	市民参加	市民会議 計4回						パブリック コメント					
	議会						計画案 報告		確定版 報告				

※状況に応じ変更する場合があります。

第6次焼津市総合計画第2期基本計画策定体制

